

八ッ場ダム住民訴訟通信-107

2015年3月3日発行

東京高裁は何を裁かなかったのか「治水編」

本件訴訟の治水上の争点は河川法 63 条 1 項の「著しい利益」の存否であり、「納付通知の重大かつ明白な瑕疵」の存否ではない。原判決は実定法に定めのない法規範で裁判を行い、かつ、利根川治水の根幹にある基本高水の不合理性や茨城県が「著しい利益」を受けるか否かについての審理、判断などをも回避、脱漏したものであるので破棄されるべきものである。※「上告受理申立理由補充書その 5 はじめに」より

上記は怒りの言葉だ。市井の一個人である編集子なら罵詈雑言を浴びせるところだが、さすがに弁護士、法理に基づいてたんたんと記している。しかし、抑えた怒りは記述の行間から溢れ容易に読み取れる。

私たち市民は、怒りは怒りとして表わしていいと思う。それなくして権力の暴走は抑えられないからだ。以下、司法が裁かなかった、裁けなかった治水問題の真実を列記し礫(つぶて)としたい。

■嘘で固めた利根川基本高水の履歴

- 1) 昭和 22 年 9 月のカスリーン台風洪水を、国は八斗島地点で 17,000 トン/秒とした。
実際は八斗島の流量計が流され、上流の本川、支川 3 地点の流量を単純集計した推測値。
合流地点で起きる河道貯留(川の渋滞)を計算に入れば、15,000～16,000 トンになる。
- 2) 昭和 24 年「利根川改修改訂計画」は、基本高水を 17,000 トンと追認。
洪水後わずか 2 年、記憶も生々しいこの時期に上流の氾濫は記載されていない。
- 3) 昭和 55 年「利根川水系工事実施基本計画」は基本高水を 22,000 トンに嵩上げした。
当時は上流で 5,000 トンの氾濫があったが、堤防が整備された現在はずべてが河道を流れるからとした。洪水の 2 年後には問題にならなかった氾濫が、30 年後にはあったという。
- 4) 平成 16 年、情報開示請求で入手した利根川の浸水想定区域図の作成資料「八斗島地点ハイドログラフ」では、現状の河道整備状況では八斗島地点の流量は 16,750 トンとした。
22,000 トンとの差 5,250 トンは、既設 6 ダムで 1749 トンカットするという。残る 3501 トンについては、水戸地裁の証人尋問において河崎元河川部長は「特定はできないが八斗島上流で氾濫すると思う」と証言した。3500 トンも溢れる群馬県には、国にも県にも堤防の改修・築堤計画は存在しなかった。
- 5) 平成 18 年、社会資本整備審議会「河川整備基本方針検討小委員会」は、基本高水 22,000 トンを追認。関東地整はデータを示さず、同小委員会は確認もせずに承認。後「データは紛失」と発表。
- 6) 平成 20 年、さいたま地裁からの関東地整に対する調査嘱託への回答は「22,000 トンは将来河道が整備された状況でのもので、現在の危機回避のものではない＝机上の仮計算」と、これまでの説明を全面撤回した。
- 7) 平成 22 年「今後の治水のあり方に関する有識者会議」において、鈴木雅一教授（東大大

学院)は22,000トンの流出計算で使用している「一次流出率0.5」「飽和雨量48mm」は禿山の数値と指摘。その後、関良基准教授(拓大)も同様の指摘をした。

- 8) 平成22年秋、衆院予算委員会において河野太郎議員(自民)の上記関連質問に、馬淵大臣は、これまでカスリーン台風を含む主だった洪水は上記の係数で実績流量に近似した値が再現できるとしてきたものを撤回。1958年は31.7mm。59年65mm。82年115mm。98年125mm。と森林の保水力の向上に応じて飽和雨量を使い分けていたことを認めた。
- 9) 平成23年1月、国交省は日本学術会議において、1980年以降、内部で利根川の流出解析を行うに当たっては、利根川流域を第四紀火山岩地帯と非第四紀火山岩地帯とに区分して流出計算を行っていたと報告。再び前言を全否定した。
- 10) 国土交通省は併せ「氾濫計算報告書」を提出したが、その内容は河道より数10mも高い丘陵をも洪水は達したなど、まさに「洪水山に上る」杜撰きわまりないものだった。
- 11) 日本学術会議は「確かなデータがない中ではこの氾濫の議論は無理」と取り合わず、代案として「河道域の拡大と河道貯留」という疑似氾濫説を提起した。しかしこれも裁判の場で却下された。

■国土交通省には基本高水の記録もなし

上記の通り国土交通省は「基本高水22000トン」の説明もできず終始混乱を続けているが、日本学術会議も同省の内部事情を「利根川水系の現行の基本高水算定に関して国土交通省にはその背景・経緯の記録が残っておらず、また同省より具体的な説明は得られなかった」としている。

それでも東京高裁は事実関係に目をつぶり「第三者的で独立性の高い学術機関である」と日本学術会議の権威だけを強調。事実面からの裏付けをまったく欠く机上の計算結果だけを取り上げ、冒頭にある実定法に定めのない法規範で裁判を行い、本来裁くべき「著しい利益」の存否の判断をさげ行政に屈したのだ。

ハッ場ダム本体工事着工

あの小淵優子前経産大臣も招かれ起工式。

2月7日、ハッ場ダム本体工事起工式が長野原町体育館で行われました。式典は反対派を意識したのか、これ見よがしの大セレモニー。出席者は大澤群馬県知事をはじめ各都県の代表。小淵優子、佐田玄一郎、山田一太、中曽根弘文、福田達夫の自民党議員。県議、長野原町長などダム推進派の大集合。おっともう一人あの伴弁護士も出席の栄を勝取られたご様子。大澤知事は「今後は地域の発展に努めたい…」と建設決定以来30年来の決めセリフ。この間予定地は衰退の一途、“政治家のお仕事はその場しのぎ”を見事に演じてくれました。

私たち市民も負けてはいません。ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会の各県とハッ場あしたの会が「ハッ場ダム反対」のプラカードとシュプレヒコール。嶋津暉之さんからハッ場ダム工事事務所所長へ抗議文を手渡しました。※抗議文は同封。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯：090-4527-7768